

四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月21日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第51号

四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例（昭和59年四日市市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 本市は、四日市市、三重郡菰野町、同朝日町及び同川越町（以下「四日市地区広域市町村圏」と総称する。）に居住する<u>住民</u>の文化、教育、福祉等の増進に寄与するため四日市地域総合会館あさけプラザ（以下「会館」という。）を四日市市下之宮町296番地1に設置する。</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 会館に次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 福祉施設 浴室、第1集会室、第2集会室</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 運動施設 体育館、<u>運動広場</u></p> <p>(4) 集会施設 ホール、<u>第1小ホール</u>、<u>第2小ホール</u>、屋外ステージ</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 本市は、四日市市、三重郡菰野町、同朝日町及び同川越町（以下「四日市地区広域市町村圏」と総称する。）に居住する<u>老人、勤労青少年その他住民</u>の文化、教育、福祉等の増進に寄与するため四日市地域総合会館あさけプラザ（以下「会館」という。）を四日市市下之宮町296番地1に設置する。</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 会館に次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 福祉施設 浴室、<u>茶室</u>、第1集会室、第2集会室</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 運動施設 体育館、<u>ゲートボール場</u></p> <p>(4) 集会施設 ホール、<u>小ホール</u>、屋外ステージ</p> <p>(5) <u>創作学習施設</u> 料理室、美術室、音</p>

<p>(5) <u>展示会議施設</u> 第1展示会議室、第2展示会議室、第3展示会議室、第4展示会議室、第5展示会議室</p> <p>(6) <u>創作学習施設</u> 茶室、料理室、美術室、音楽室、陶芸室</p> <p>(7) (略)</p>	<p><u>楽室、陶芸室</u></p> <p>(6) <u>展示会議施設</u> 第1展示会議室、第2展示会議室、第3展示会議室、第4展示会議室、第5展示会議室、<u>会議室</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>その他施設</u> 奉仕作業室、<u>娯楽談話室</u></p>
---	--

改正後						
別表（第7条関係）						
施設の名称及び区分		基本使用料（円）				備考
		午前 （午前9時から正午まで）	午後 （午後1時から午後4時30分まで）	夜間 （午後5時30分から午後9時まで）	全日 （午前9時から午後9時まで）	
ホール	(略)					
第1小ホール	1,080	1,400	1,840	4,320		
第2小ホール	850	1,200	1,530	3,580		
(略)						
第5展示会議室	(略)					
茶室	650	860	1,080	2,590		
料理室	(略)					
(略)						
第2集会室	(略)					
屋外ステージ	(略)					
運動広場	無料					
(略)						

備考 (略)

改正前

別表 (第7条関係)

施設の名称及び区分	基本使用料 (円)				備考
	午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後4時30分まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	全日 (午前9時から午後9時まで)	
ホール	(略)				
小ホール	1,080	1,400	1,840	4,320	
(略)					
第5展示会議室	(略)				
料理室	(略)				
(略)					
第2集会室	(略)				
茶室	650	860	1,080	2,590	
屋外ステージ	(略)				
ゲートボール場	無料				
(略)					

備考 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表の改正は、平成29年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例別表の規定は、平成29年4月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(市民文化部あさけプラザ)